

# 道路交通法の一部が改正

道路交通法が6月1日に一部改正されました。施行から2か月が経過しようとしているこの時期、もう一度ご家庭内で確認をしてみましょう。主な改正点は次のとおりです。

## ○後部座席シートベルトの着用が義務化

前席（運転席と助手席）でのシートベルトの着用はすでに義務付けられているところですが、同乗者全員の生命と安全を確保するために後部座席についてもシートベルトの着用が義務付けられました。しばらくは、高速自動車国道と自動車専用道路での適用となりますが、着用の必要性を理解して、普段から使用することを心掛けましょう。



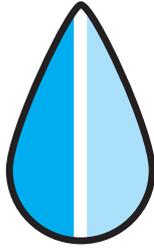
## ○高齢運転者標識表示の義務化

高齢運転者を保護しようという目的で、これまで70歳以上の自動車を運転する人に努力義務とされていた高齢運転者標識、

通称「もみじマーク」の表示が、

75歳以上の人からは自動車の前・後面に表示しなければならぬこととなりました。

なお、70歳から74歳の人は、身体機能の低下等に伴い運転に影響を及ぼす恐れがあるときには、これまでと同様に標識の表示に努めなければなりません。



▲高齢運転車標識

## ○聴覚障害者標識表示の義務化

従来、車の運転が認められる聴力に達していなかった聴覚障害者の方でも、後写鏡（ワイドミラー）を装着し、安全な運転ができること認められたときには普通自動車の運転免許を取得することができるようになりました。

この場合、聴覚障害者標識を表示しなければなりません。



▲聴覚障害者標識

## ○子どもが自転車に乗車するときにはヘルメットの着用が努力義務に

13歳未満の子どもに自転車に乗車させるときや、保護者などが補助いす等を用いて同乗させるときは、保護者はヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。



自動車や自転車などを利用する人もしない人も、お互いを思いやり交通事故に気をつけましょう。

## ◎問い合わせ

地域協働課 ☎内線266

## 臨時職員の登録を募集

▼募集職務 受付業務、各施設の事務補助等

▼勤務日 原則として月曜日から金曜日までの週40時間以内

▼勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（8時間以内）

※詳細は問い合わせください。

▼休日 原則として土曜日、日曜日、祝日

▼時給 780円

◎申込み・問い合わせ

総務課 ☎内線211



## 公用自転車の使用を開始

町では、不用となった物の再利用、二酸化炭素削減等の取り組みを進めています。

その一環として、7月10日から、不用となった自転車を公用自転車として使用することになりました。

今後も、環境に配慮した取り組みを進めてまいりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

## ◎問い合わせ

総務課 ☎内線210



▶使用を始めた2台の公用自転車